

資格情報のお知らせ

グンゼ健保への各種申請手続きで必要となる「記号」「番号」「枝番」等の情報をお手元で確認いただくための資料です。

※既加入者(被保険者・被扶養者)には送付済みです。

※令和7年8月1日以降で、新規加入者(被保険者・被扶養者)、氏名が変更になった方、定年後再雇用、任意継続等で、「記号」「番号」が変更になった方には、KW21コネクト健康マイポータル(個人ポータルサイト)に、「資格情報のお知らせ」を通知します。なお、紙での配付は行いません。

◎ 紛失、破損した場合

KW21コネクト健康マイポータル(通知書・申請書)からご自身で資格情報を確認することができますので、紙による再発行は行いません。また、マイナポータルからも確認が可能です。

ただ、スマホ・PCをお持ちでないなどで、健康マイポータル、マイナポータルをみるできない場合は、直接、グンゼ健保まで連絡ください。

N-----N
 N-----N
 N-----N
 N-----N
 (電話番号) 000000000000

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
 なお、このお知らせのみのでは受診できません。

あなたの加入する健康保険の資格情報
平成29年9月9日9時50分

記号	9999	番号	9999999	(枝番) 99
氏名	N-----N			
フリガナ	X-----X			
負担割合	N-----N			
資格取得年月日	N---+---+N			
保険者名	N---+---+-----+-----+N			

あなたの個人番号（マイナンバー）

現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、次のとおりですのでご確認ください。
 （12桁のうち下4桁のみ表示）

▲表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

個人番号	**** * 9999	※12桁のうち下4桁のみ表示しています。
------	-------------	----------------------

スマートフォンをお持ちの方は、右記の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

※石の「資格情報のお知らせ」をご覧ください。詳しくは、[こちら](#)をクリックしてください。

資格情報のお知らせ

光栄9999999999999999発行
N-----+N
N-----N
記号9999番号999999 (校番)99
氏名N-----N
食料割当 N-----N
 受給の際には、必ず「マイ保保証」とあわせてご提示ください。

◎ 医療機関での受診について

「資格情報のお知らせ」は医療機関で健康保険証の代わりに使用できません。

医療機関等でカードリーダーが使用できない場合等に、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を合わせて提示することにより保険適用での受診が可能です。



資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書です。

※マイナ保険証とは、健康保険証としての登録を行ったマイナンバーカードのことです。

※今後、資格取得される方で、マイナ保険証を持っていない方※1は、資格確認書の交付申請を事業主経由でしていただくことにより資格確認書を交付します。

ただし、申請後、グンゼ健保でマイナ保険証の有効状態を確認してから交付手続きを行います。
条件を満たさない場合には交付しません。

※1（マイナ保険証を持っていないとは）

- ・マイナンバーカードをお持ちでない
- ・健康保険証として利用登録を行っていない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

健康保険資格確認書			
本人（被保険者）		令和 6年12月 2日 交付	
記号	101	番号	123 (後番) 00
氏名	東京 本人		
性別	男		
生年月日	昭和60年 1月 1日		
資格取得日	令和 6年 4月 1日		
有効期限	令和11年12月31日		
保険者番号	0	6	1 3 0 0 0 1
保険者名称	UHSO1健康保険組合		
保険者所在地	東京都中央区京橋3丁目1-1 東京ビル 03-1234-5678		

◎ 有効期限があります。

2027年8月31日が有効期限となります。

以降は、その2年後となります。

※ただし、2024年12月1日～2025年8月31日までに資格取得した方は、2026年8月31日が有効期限となります。

※期限を過ぎたものは返却不要となります。

ご自身で廃棄ください。

※有効期限内に退職や扶養移動等が生じた場合は、手続きの際に事業主経由で返却が必要となります。

◎これまでの健康保険証をお持ちの方で、2025年10月末時点でマイナ保険証を持っていない方には、資格確認書を交付します。

※マイナ保険証をお持ちの方には、資格確認書は交付しません。

※2025年11月中には、事業主経由で、交付対象者（被保険者・被扶養者分まとめて）に届くように配付しますので、大切に保管ください。

検索	履歴	特定記録
資格確認書 在中		
大切な書類です！		
グンゼ健康保険組合		

健康保険証の取り扱い

これまでの健康保険証は、返却の必要はありません。